

2025 年 7 月 23 日 全 8 頁

米国抜きの連携拡大～CPTPP の EU 拡大が意味すること

「反米色」を排除しながら自由貿易の枠組みを強化、アジアに恩恵も

経済調査部 シニアエコノミスト 増川 智咲

[要約]

- トランプ関税への反発から、世界で「米国抜きの連携」を模索する動きが強まっている。しかし、過度な「米国外し」は関税による「制裁」の対象となりやすい。そのような中、「反米色」を抑えながら自由貿易を堅持する動きとして有力なのが、CPTPP（包括的・先進的環太平洋経済連携協定）の拡大である。本稿では、CPTPP の EU 拡大とそれにおける日本の役割、さらに、EU 経済とメガ EPA によって連結することでアジア圏が享受し得る恩恵について、ASEAN の視点からまとめた。
- CPTPP の前身である TPP は、「中国包囲網」として米国主導で議論されてきた枠組みである。米国が交渉を離脱した後も、残された 11 カ国は米国が主張してきた項目を維持し、米国の将来的な復帰余地を残した。今後は、新規加盟申請国が増える中でも、これまで維持してきた高水準なルールを徹底することで、自由貿易の理念が損なわれる事態を回避すべきだ。その点で、「ルールに基づく自由貿易の拡大」という価値観を共有する、EU を CPTPP に巻き込む意義は大きい。
- 今後、CPTPP の拡大によって EU とアジア圏経済が連結すれば、ASEAN からの EU 向け電子機器輸出の増加等が期待できる。また、在欧州日系企業への調査では、部品や加工品などの中間財輸入元を中国から ASEAN に転換する動きもみられており、その点でも CPTPP 拡大の効果は大きいだろう。

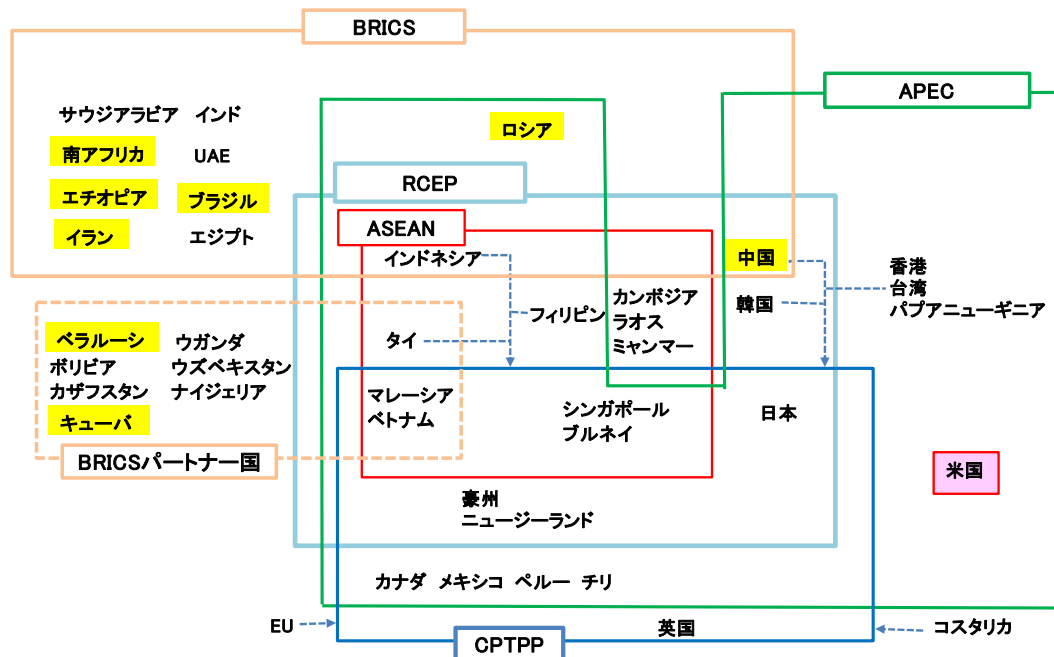
「反米色」を強めない「米国抜きの連携」～アジアで CPTPP に注目

米トランプ政権の関税政策が世界を翻弄する中、「米国抜きの連携」を模索する動きが強まっている。米国以外の輸出先を開拓することや、米国不在で新たな経済秩序を形成すること等、その動機は様々である。ただし、過度な「米国外し」は、トランプ大統領による批判の対象となり、対米関税で不利になりやすいため注意が必要だ。

2025 年 7 月に行われた BRICS（ブラジル・ロシア・インド・中国・南アフリカの頭文字から命名された国際会議）会合が象徴的だ。同会合では、参加国が米国の貿易政策を間接的に批判し、「時代遅れの国際的な枠組み」を変えようと結束した。これに対し、トランプ大統領は反米政策

に同調する全ての国に対して、10%の追加関税を課すとかぎを刺した。BRICS は当初 5 カ国で構成されていたが、2024 年以降、新たに 6 カ国が加わったほか、10 カ国で構成される「パートナー国¹」が創設された（図表 1）。アジアからは、インドネシアが正式加盟したほか、タイ、マレーシア、ベトナムがパートナー国に加わっている。加盟国やパートナー国の中には反米を掲げる国々も多く、トランプ大統領からの風当たりは強い。中立外交を重んじる ASEAN 諸国にとって、BRICS は距離の取り方が難しい枠組みであることは否めない。

図表 1 各種経済連携の広がり



（注 1）黄色のハイライトは、米国との関係が悪化している／良好とはいえない国。

（注 2）点線は、加盟申請中または加盟への関心を示した国／地域。

（注 3）RCEP は、地域的な包括的経済連携協定。

（出所）各種資料より大和総研作成

他方、自由貿易圏の拡大と高水準なルールの徹底という理念を基軸とし、「反米色」と無縁であるのが包括的・先進的環太平洋経済連携協定（CPTPP）である。CPTPP の前身である環太平洋パートナーシップ協定（TPP）は元来、環太平洋諸国（APEC）全体を包括する自由貿易協定（FTA）を形成する構想の中で、米国が議論を先導してきた枠組みであるためだ。米国は、TPP 交渉の中で、幅広い品目における関税削減を実現するだけでなく、加盟国／地域に高度なルールの順守を徹底させることで、TPP を中国包囲網として位置づけようとしていた。2017 年、第 1 次トランプ政権が TPP 交渉からの離脱を表明した後は、日本が議論を主導し、2018 年に CPTPP（米国を除いた 11 カ国が加盟）が発効した（図表 1）。その後、2024 年には英国が正式加盟したほか、コスタリカの加入手続きが開始された。アジアでは中国、台湾、インドネシアが加盟申請を行っているほか、タイやフィリピン、韓国も加盟申請に積極的な姿勢を示している。

¹準加盟国に相当し、加盟国との経済協力や会議への参加が可能。

2025 年 5 月 29 日、石破首相は、自由貿易体制下でのさらなる経済成長に向けて、CPTPP の拡大とアップグレードに取り組む旨を表明²した。そのような中、一つの案として浮上しているのが CPTPP の EU への拡大である。EU 側はこれに前向きであり、2025 年 6 月にはフォンデアライエン委員長が強い関心を示した。APEC の FTA 化の手段として捉えられてきた CPTPP は今や、世界的に自由貿易を推進する枠組みとして深化を遂げようとしている。本稿では、CPTPP の EU 拡大とそこでの日本の役割、さらに、EU 経済とメガ EPA によって連結することでアジア圏が享受し得る恩恵について、ASEAN の視点からみていきたい。

CPTPP の EU への拡大がもたらす恩恵とは

① 「反米色」を排除しながら、自由貿易圏を拡大

CPTPP は、反米色を排除しながら、自由貿易のパートナーシップを拡大する重要なツールとして期待されている。それを実現するためには、かつて米国が主導して TPP に盛り込もうとしていた項目を堅持することで、TPP の理念を形骸化させないことが重要となる。ポイントとなるのは、図表 2 に挙げられる項目だろう。これらは、「中国包囲網」を念頭に、米国が厳格なルールの採用を主張した項目である。中国だけでなく、それ以外の新興国にとってもハードルが高かった。実際、CPTPP の原加盟国であるベトナムやマレーシアも、国内の利害調整に多大な労力を要した。CPTPP の対抗軸として、中国を含む多くのアジア新興国が加盟している地域的な包括的経済連携 (RCEP) 協定と比較しても、その差は歴然としている (図表 2)。TPP 交渉から米国が離脱した後、これらの項目を緩和する案も一部で浮上したが、最終的に、高水準のルールを維持することが優先された³。将来的に、米国が CPTPP に復帰する呼び水とする狙いがあったと考えられる。

一方、中国は近年、自国の CPTPP 加盟⁴を念頭に、ASEAN 諸国への懐柔策を講じている。CPTPP 加盟には、既存加盟国すべての承認を必要とする⁵ため、支持固めの必要があるのだ。実際、マレーシアのアンワル首相が、中国の CPTPP 加盟を歓迎すると発言する⁶など、中国の懐柔策が一部では奏功している。これに対して日本は、いかなる場合でも、CPTPP の基準やルールを大きく緩和する事態は避けなければならない、という意向を強く示している。そうでなければ、米国の CPTPP への将来的な復帰が困難となるだけでなく、CPTPP の枠組み自体が、トランプ政権から「敵」とみなされるリスクがあるためだ。

CPTPP の基準やルールを堅持するにあたって、EU を取り込むことが期待されている。EU は「ルールに基づく自由貿易の拡大」という価値観を共有しており、既存の CPTPP 基準から大きく外

² 日経フォーラム第 30 回「アジアの未来」の講演にて表明。

³ 争点となった一部の項目に関しては、「排除」ではなく「凍結」または「猶予」の措置が講じられている。

⁴ 2021 年に中国は正式に CPTPP への加盟申請を行った。

⁵ オークランド三原則と呼ばれ、「加入に関する意思決定は、①加入要請エコノミーが CPTPP のハイスタンダードを満たすことを前提に、②貿易や投資等に関する実績、約束の遵守状況を考慮し、③参加国のコンセンサスにより行われる。」(日本経済団体連合会)

⁶ 2025 年 4 月の中国習主席によるマレーシア訪問時の発言。

れる交渉を行うリスクがほぼ無い。むしろ、米国不在の中で CPTPP が形骸化するリスクを最小限にとどめる役割を果たすと期待できる。CPTPP の EU への拡大は、「反米色」を排除しながら、自由貿易の理念を共有する枠組みを拡大する重要なプロセスとして位置づけられている。

図表 2 RCEP よりも厳格な CPTPP のルール、TPP・CPTPP 交渉での争点と例外／凍結措置

	CPTPP	RCEP	TPP交渉（米国離脱前）での争点と例外措置 CPTPP交渉（米国離脱後）での凍結措置
投資における ISDS 項目	採用	・ 規程は無いが、協定発効後2年以内に討議を開始する義務を明記（討議の進捗は、2025年7月時点で確認できない）	○ CPTPP交渉：投資許可及び投資に関する合意（政府と投資家の間の契約）を ISDS の適用範囲とする規定を凍結
政府調達	・ WTO の「政府調達に関する協定（GPA）」に準拠 ・ 中央政府、地方政府、その他の機関が対象	・ 対象は中央政府のみ ・ 中央政府機関の政府調達に関する手続きの透明性確保、協力の促進にとどめ、具体的でない	● TPP交渉：マレーシアのプミプトラ政策を一部例外に。途上国に経過措置を設定
国有企業および指定独占企業	・ 国有企業および指定独占企業による、競争歪曲行為に対する規定 ・ 国有企業への非商業的な援助（贈与・商業的に存在するものよりも有利な条件での貸付け等）によって他の締約国の利益に悪影響を及ぼしてはならない ・ 政府による国有企業に対する補助金などもこれに含まれる	無し	● TPP交渉：ベトナムやマレーシアに一部で例外措置 ○ CPTPP交渉：マレーシアの国有企業留保表の一部凍結
知的財産	・ 商標、地理的表示、特許、意匠、著作権、開示されていない情報等が対象 ・ 模倣・偽造品等に対する厳格な規律が盛り込まれた点特徴	・ 手続きの簡素化・透明化 ・ 知的財産の保護強化 ・ エンフォースメント強化	● TPP交渉：「知的財産」は、米国の主張が強かった項目 ○ CPTPP交渉：知的財産の内国民待遇、一般医薬品データ保護、著作権等の保護期間等の項目を凍結
労働	・ 労働者の権利、労働法令の執行、強制労働、企業の社会的責任について規定	無し	● TPP交渉：ベトナムで、「結社の自由」が争点に。共産党傘下の労働組合以外の結成に対し、ベトナム側が反発。ベトナムと米国の間でサイドレターを発出し、「自律的に活動する独立した労働組合を結成する権利を認める労働法の整備」を加えた ○ CPTPP交渉：ベトナムに対し、上記を凍結項目とせず、5年間の猶予を設定
電子商取引	・ 国境を超える情報の移転の自由の確保 ・ サーバー等のコンピュータ関連設備の現地化（自国内設置）要求の禁止 ・ ソース・コード開示要求の禁止 ・ デジタル・コンテンツへの税賦課禁止	・ 国境を超える情報の移転の自由の確保 ・ コンピュータ関連設備の設置要求の禁止 ・ 「公共政策の正当な目的を達成するために必要な場合や安全保障上の重大な利益の保護に必要な場合を除き」という前提付き	● TPP交渉：主にベトナムで、「データの国境を超える移動の自由」や、「コンピュータ関連設備の設置要求の禁止」が争点に ○ CPTPP交渉：ベトナムに対し、上記を凍結項目とせず、5年間の猶予を設定
環境	・ 環境に関する多数国間の協定の約束の確認及び、さらなる協力のためのルール ・ 漁業の保存及び持続可能な管理に関するルール ・ 野生動植物の違法な採捕及び取引に対処するためのルール	無し	○ CPTPP交渉：凍結された項目は無し

（注）ISDS とは、投資家と国との間の紛争解決を示す。投資家と投資受入国との間で発生した投資紛争を、国際仲裁等を通じて解決するもの。

（出所）内閣官房「CPTPP（訳文）」「TPP（訳文）」、外務省「TPP11 の概要」、経済産業省「日 EU・EPA, TPP11 の鉱工業分野の概要について」（2018 年 5 月）、経済産業省「2024 年版不正貿易報告書」、JETRO「ベトナムはなぜ TPP に参加できたのか？（前編）・（後編）」（2023 年 2 月 24 日）、JETRO「RCEP 協定解説書-RCEP 協定の特惠関税活用について」（2022 年 2 月改定版）より大和総研作成

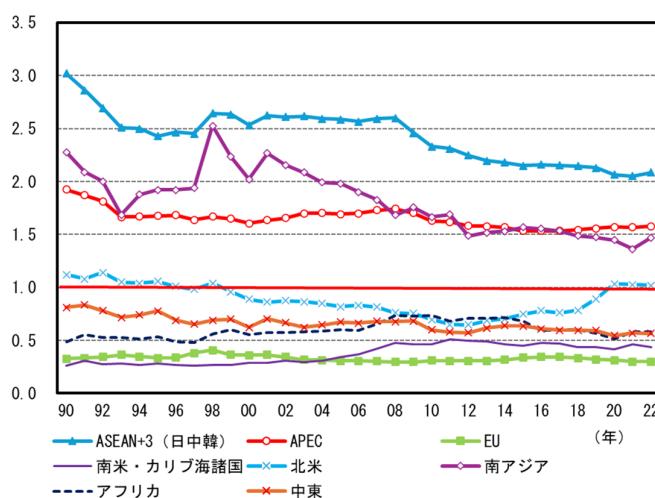
② アジア圏と EU 経済の連結は、ASEAN からの電子機器輸出増加と、中国に代わる中間財供給を促すか

ASEAN において EU との FTA/EPA を締結している国は、シンガポール（2019 年発効）とベトナム（2020 年発効）のみであり、それ以外の国々と EU 間の貿易・投資のつながりは、現時点でそれほど強くない。EU は、世界 GDP の 18%（IMF、2024 年）を占める巨大なマーケットを抱えているが、アジア新興国からの輸出規模は小さい⁷。CPTPP の EU への拡大が、ASEAN と EU の経済的結びつきを強化すれば、EU 市場は ASEAN にとって魅力的な輸出先となる可能性が高い。

まず、現時点で、ASEAN からの EU への輸出がどの程度緊密であるかをみていきたい。図表 3 は、ASEAN の輸出強度指数を表したものである。輸出強度指数とは、ある国／地域からの特定の国／地域への輸出が、世界標準と比べてどの程度集中しているのかを表したものである⁸。通常、「1.0」を超えると輸出集中度が高く、下回ると輸出集中度が低いといわれる。

これをみると、ASEAN の輸出強度は対 ASEAN+3（日中韓）で最も高いほか、近年は対北米で高まっている。米中貿易摩擦を契機に、ASEAN の米国向け輸出が増加していることが背景にある。他方、EU への輸出強度は 1990 年代から 0.3 付近を推移しており、主な地域の中で最も低い。

図表 3 ASEAN の輸出強度指数



（出所）ADB “Integration Indicators Database” より大和総研作成

次に、ASEAN の中核を成す ASEAN5（インドネシア、マレーシア、フィリピン、タイ、ベトナム）が、どのセクターで輸出競争力を有しているのかを表したものが図表 4 である。これは、ASEAN の対 EU・対米貿易特化係数（セクター別）を、2010 年と 2022 年で比較したものである。貿易特化係数とは、ある国／地域の輸出競争力を表している。値が「1.0」に近いほど輸出に特化している（輸出競争力が高い）ことを示し、「-1.0」に近いほど輸入に特化している（輸出競

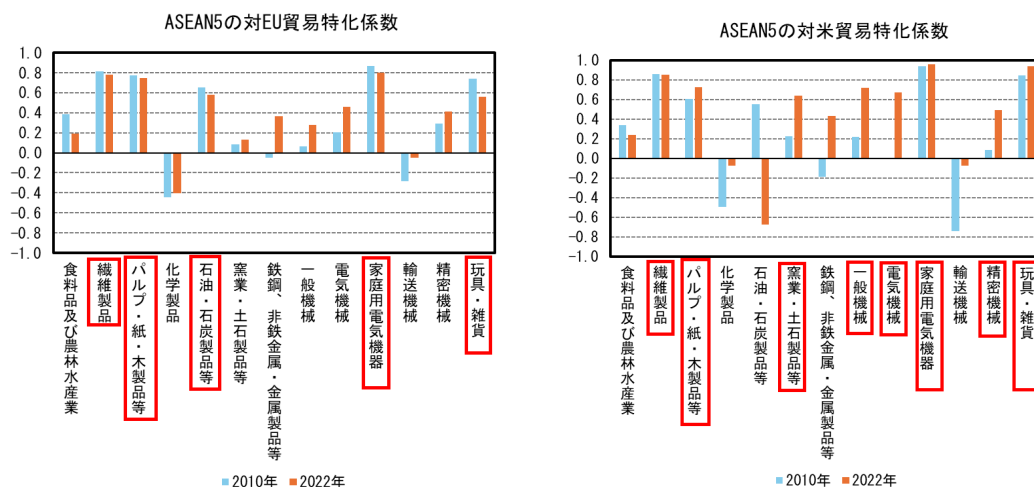
⁷ IMF の “Direction Trade” によると、2024 年のアジア新興国・途上国による対 EU 輸出割合は 13.6%と、対米輸出割合（16.0%）と比べて小さい。

⁸ 計算式は、（特定の国・地域(i)の貿易相手国・地域(j)への輸出割合（i の輸出総額に占める割合）） / （世界貿易に占める世界の j への輸出割合）

争力が低い) ことを示す。

これによると、ASEAN5 の EU に対する輸出競争力は、2010 年、2022 年ともに衣類などの繊維製品、家庭用電気機器、家具などを含むパルプ・紙・木製品等、そして石油・石炭製品等で高い(図表 4 左)。ベトナムやインドネシアが縫製品を輸出しているほか、タイは主に家電を輸出している。他方、食料品及び農林水産業、化学製品、窯業・土石製品等、鉄鋼、非鉄金属・金属製品等、一般機械、電気機械、輸送機械、精密機械の係数をみると、2022 年の数値が 2010 年を上回っていても、水準はそれほど高くない(0.5 を下回る)か、輸出競争力が低いことを表すマイナスである。近年、ASEAN は世界に対する電子機器・機械の輸出拠点として台頭しているにもかかわらず、EU 向けではそれほど浸透していないようだ。電子機器／電気機械全般(一般機械、電気機械、家庭用電気機器)で輸出競争力が高まっている米国向けと比較すると、その差は歴然としている(図表 4 右)。

図表 4 ASEAN5 の対 EU・対米貿易特化係数(セクター別)

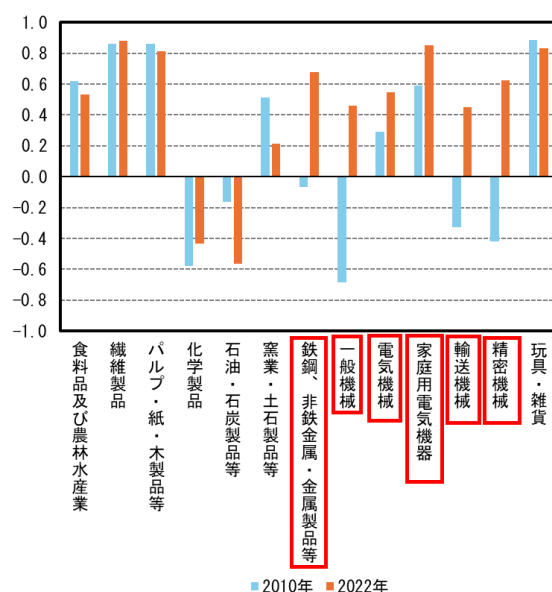


(注) 赤枠は、2022 年の貿易特化係数が 0.5 以上のセクター。

(出所) RIETI-TID 2023 より大和総研作成

次に、2020 年に EU と EPA を締結したベトナムの対 EU 貿易特化係数を表したものが図表 5 である。これによると、ベトナムの 2022 年の対 EU 貿易特化係数は、鉄鋼、非鉄金属・金属製品等、一般機械、電気機械、家庭用電気機器、輸送機械、精密機械において、2010 年と比べて大きく上昇していることが分かる。EPA の締結が、縫製品や家具などといった伝統的な産業の製品だけでなく、電子機器・電気機械輸出の輸出競争力を高めた可能性を示唆している。

図表5 ベトナムの対 EU 貿易特化係数（セクター別）

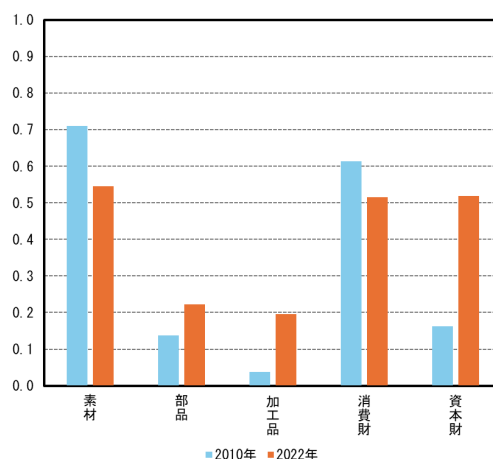


（注）赤枠は、2010 年と比べて、2022 年の貿易特化係数が大きく上昇したセクター。

（出所）RIETI-TID 2023 より大和総研作成

さらに、CPTPP の拡大によって EU と ASEAN 経済の連結が強まると、在欧州企業の ASEAN からの中間財調達を促す可能性がある。JETRO が実施した 2024 年度「海外進出日系企業実態調査（欧州編）」では、今後「ASEAN からの部品や原材料の調達を拡大する」と答えた日系企業が 31.9% に上った。他方、中国からの調達を縮小すると答えた企業も 23.3% と多い。在 EU 日系企業の調達先だけをみても、中間財の調達を中国から ASEAN に転換する動きが生じ始めているようだ。図表 6 は、ASEAN5 の対 EU 貿易における財別の特化係数をまとめたものである。これまで、ASEAN5 は EU に対して、主に素材や消費財、資本財で輸出競争力を有してきたが、CPTPP の EU 拡大が実現すれば、部品や加工品といった中間財の輸出にも拍車がかかる可能性がある。

図表6 ASEAN5 の対 EU 貿易特化係数（財別）



（出所）Rieti-Tid2023 より大和総研作成

まとめ

米国抜きの経済連携を模索する動きが進む中、CPTPP は、「反米色」を抑えた上で自由貿易圏を拡大する、有力な枠組みであるといえるだろう。ただし、米国の復帰する余地を残す意味でも、今後新規加盟国が増える過程において、CPTPP の基準やルールを大きく修正するべきではない。その点において、価値観を共有する EU を取り込む意義は大きい。また、CPTPP によってアジア圏と EU が経済的につながることによって、ASEAN からは電子機器輸出の増加や、部品・加工品といった中間財輸出の増加に期待ができるだろう。